

公安委員会定例会議の開催概要

第1 日時

令和2年6月10日午後1時00分～午後4時15分までの間

第2 全体会議

1 審議事項

なし

2 報告事項

(1) 「YouTube」を活用した音楽隊の動画配信について

府民が新型コロナウイルス感染症拡大防止に取り組んでいるなか、音楽隊による演奏演技等の動画を通じて「がんばろう大阪」・「コロナに負けるな」を合言葉にエールを送り、効果的な広報啓発活動に繋げていく旨の報告があった。

【委員発言要旨】

○ 音楽隊が笑顔で演奏する姿には、たいへん元気付けられる。多くの府民に動画を視聴いただき、広報啓発活動にも繋がることを期待したい。

(2) 児童買春、児童ポルノ法違反（児童買春）事件の検挙について

少年課が、北堺警察署及び和泉警察署と合同で、標記の事件につき、6月9日に被疑者1人を検挙した旨の報告があった。

【委員発言要旨】

○ SNS等に起因して児童が被害に遭うケースが少なくないことから、未然防止のための対策と注意喚起にも努めていただきたい。

(3) 捜査特別報奨金制度対象事件の応募期間の再広告について

平成15年に発生した「泉南郡熊取町における小学生女児に対する未成年者略取誘拐事件」について、事件の風化を防ぎ情報提供の促進を図るため、応募期間を令和2年7月2日から1年間として再広告する旨の報告があった。

【委員発言要旨】

○ 報奨金制度や広報動画を利用して情報提供を求め、引き続き、事件解決に向けて取り組んでいただきたい。

(4) 強盗殺人未遂等事件の検挙について

捜査第一課が、羽曳野警察署と合同で、標記の事件につき、6月6日に被疑者1人を検挙した旨の報告があった。

【委員発言要旨】

○ これまでの事例を見ても、ストーカー行為は重大事案に発展するおそれがあるので、今後も適切な対応と被害者の安全確保に万全を期していただきたい。

第3 個別会議

1 決裁事項

(1) 運転免許取消対象事案について

運転免許取消対象事案について、審議の結果、55件の行政処分を決定した。

- (2) 犯罪被害者等給付金支給裁定に対する審査請求に係る裁決等について
犯罪被害者等給付金支給裁定を不服として国家公安委員会に対して提起された審査請求が棄却され、当該裁決書謄本を受領した旨の報告等があった。
- (3) 不服申立てに対する裁決について
運転免許証交付処分の取消しを求めた審査請求事案4件について、審議の結果、当該各処分は道路交通法に基づき適正に行ったものであることから、いずれも棄却とした。
- (4) 交通規制の実施について
6月中に実施予定の車両通行止め、一方通行等86か所の交通規制について上申があり、可として決裁した。
- (5) 意見要望の受理等について
ア 苦情1件について受理報告があり、審議の結果、事実調査を指示した。
イ 意見要望10件について受理報告があり、審議の結果、それぞれ処理方針を決定した。

2 報告事項

- (1) 監察案件について
監察案件について報告があった。
【委員発言要旨】
○ 本件について重く受け止めており、誠に残念である。しっかりと調査を行った上、厳正に対処してもらいたい。
- (2) 集団示威運動等に係る専決事務の処理状況について
5月25日から5月31日までの間に受理した集団示威運動等の許可申請に係る専決事務の処理状況について報告があった。
- (3) 警察職員の援助要求について
3月18日の公安委員会会議で決裁した警察法第60条第1項の規定に基づく警察職員の援助要求について、一部が取消しとなった旨の報告があった。

第4 その他

本会議は、本荘委員が警察本部庁舎外から電話を利用して参加する方式により開催された。

開会時には、井上委員長が電話会議システムにより会議を実施する旨を告げた後、各委員が互いに適時的確な意見表明ができる通話状態にあることを確認した。また、会議の終了時において、通話状態に異状がなかったことを確認した。

以 上